

# 総務教育常任委員会資料

## (令和5年8月21日)

[ 件 名 ]

ページ

- 谷公一内閣府特命担当大臣(防災)の被災地視察及び意見交換(緊急要望)の実施について  
【企画課】・・・2
- 全国知事会等の活動状況について  
【総合統括課】・・・3
- 第14回中海会議の開催結果について  
【総合統括課】・・・6
- 鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部の設置について  
【総合統括課】・・・7
- 首都圏アンテナショップの運営事業者について  
【東京本部】・・・8
- 令和5年度普通交付税(県分)の交付額の決定について  
【財政課】・・・10
- 令和4年度一般会計決算について  
【財政課】・・・11
- 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について  
【財政課】・・・16
- マイナンバー情報総点検に係る本県の対応について  
【デジタル基盤整備課】・・・18

政策戦略本部

# 谷公一内閣府特命担当大臣（防災）の被災地視察及び意見交換（緊急要望）の実施について

令和5年8月21日  
企 画 課

このたびの台風7号による被害が甚大であることから、谷公一内閣府特命担当大臣（防災）が本県を視察され、あわせて意見交換（緊急要望）を行いました。

- 1 日 時 8月19日（土）8：50～11：15
- 2 視察者 内閣府特命担当大臣（防災） 谷 公一（たに こういち）
- 3 視察先 道路崩落現場（鳥取市佐治町古市、八頭町福地）
- 4 意見交換会（緊急要望）の概要



意見交換会では、平井知事から被災状況の全体説明、深澤義彦鳥取市長、吉田英人八頭町長、浜崎晋一県議会議長、野坂道明県議会副議長、石破茂衆議院議員、青木一彦参議院議員、舞立昇治参議院議員、藤井一博参議院議員との意見交換を行った後、平井知事から谷内閣府特命担当大臣（防災）に要望書を手交した。

<要望項目>

- ①激甚災害の早期指定 ②災害査定の迅速化・簡素化 ③土木・水道・農林業施設復旧の予算確保
- ④観光業、農産物の風評被害対策 ⑤特別交付税配分の配慮

## 出席者の主なご発言

### ○平井知事

- 本災害を連続した災害として激甚災害に認定していただくなど、特別交付税や起債も含め、財源措置にご配慮をお願いしたい。
- 速やかに復旧工事に着手するため、災害査定は机上による簡易査定など工夫をお願いしたい。
- 農道被害により、人力で梨を運搬する必要がある。
- 観光面でも風評被害が生じないよう応援措置の発動をお願いしたい。

### ○浜崎県議会議長

- 鳥取市佐治町や八頭町は、人と人のつながりを大切にした地域コミュニティであり、地域社会の存続のため応援をお願いしたい。

### ○深澤鳥取市長

- インフラ復旧に努めているが、復旧に係る経費について十分な財政支援をお願いしたい。

### ○吉田八頭町長

- 災害復旧には十分な財政支援と机上査定など簡易な災害査定をお願いしたい。

### ○石破衆議院議員

- 机上査定をすすめていただいて、激甚災害の指定前でも事前着工できるようにしていただきたい。

### ○谷内閣府特命担当大臣（防災）

- 激甚災害の指定は、被害額判明後、早期に適否の判断を行う。
- 早期に災害復旧を図るため、速やかに災害査定を進めていく。机上査定や査定前着工といった柔軟な対応を積極的に講じる。



- 風評被害の防止については、情報発信にしっかり取り組んでいく。

- 県・市町村への財政支援については、国庫補助負担はもちろん、単独事業についてもしっかり特別交付税で対応するよう総務省に伝える。

- 全国には被災地を支援したいという方が多くいる。ふるさと納税制度の積極的な活用についてもお願いしたい。

## 全国知事会等の活動状況について

令和5年8月21日  
総合統括課

7月24日(月)～26日(水)に全国知事会議を山梨県で開催しました。「地域とともに子どもの未来 地球の未来」をテーマに、最重要課題と位置付ける子ども政策の一層の推進のため47都道府県知事が結束して新たに「子ども・子育て政策推進本部」を立ち上げたほか、「マイナンバー制度の安心確保」「新型コロナ対応」「地方税財政」などの重要課題への提言、宣言等を取りまとめました。

また、7月13日(木)に開催された全米知事会議に平井知事が参加したことにより、5年ぶりに日米両知事会間における交流が再開したところですが、両知事会の交流の具体的な取組として、全国知事会議の場で日米知事が参加するオンラインミーティングを開催し、両国に共通する課題に対する関係強化を確認しました。

また、平井知事は、全国知事会議で採決された各提言について、8月上旬に関係省庁に対する要請活動等を行いました。

このほか、岡山・鳥取両県知事会議並びに山陰両県知事会議が開催され、中山間地域の生活環境確保や少子化対策、大規模災害への対応など各県に共通した課題について意見交換が行われましたのでご報告します。

### 1 全国知事会関係

#### (1) 全国知事会議 in 山梨

日 程 令和5年7月24日(月)～26日(水)

出席者 46 都道府県知事(過去最多となる知事本人の参加。代理出席は群馬県。)

#### 概 要

24日(月)～25日(火)

#### ア 全国知事会議(全体会合)

全国の都道府県知事等が出席し、以下の議題について採択・意見交換を行った。

##### (ア) 「子ども・子育て推進本部」の設置

子ども・子育ての現状や課題、取り組むべき施策等について、幅広い視点から議論し、その成果を国等に発信することを目的に47都道府県知事を構成員とする「子ども・子育て政策推進本部」(本部長:三日月滋賀県知事)を設置(次世代育成支援対策プロジェクトチームは廃止)した。

##### (イ) 各委員会等の提言

地方税財政常任委員会、デジタル社会推進本部、農林商工常任委員会等の提言・宣言等を採択した。

##### (ウ) 松本総務大臣との意見交換

(イ)の提言のうち「マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検の実施にあたって」及び「地方税財源の確保・充実等に関する提言」を松本総務大臣に手交するとともに、子ども・子育て政策や地方創生についても意見交換した。松本総務大臣からは「地方の課題を丁寧に向い、総務省がまさに地方自治体との連絡役、調整を担う立場であるのでしっかりやっていきたい」とのコメントがあった。

#### イ 大阪・関西万博推進本部会合

全体会合と併せて、(公社)2025年日本国際博覧会協会、大阪府、各都道府県が万博に向けた取組を紹介するとともに、岡田国際博覧会担当大臣(オンライン参加)に対し、「万博を契機とした更なる地域活性化についての提言」について要請した。

#### ウ セッション

都道府県知事等がそれぞれ「多様性・ジェンダー」「脱炭素」「デジタル・地方創生」「子ども・子育て」の各テーマに分かれ、外部の有識者を交えて意見交換した。

26日(水)

ア 全国知事会議（全体会合）

全国の都道府県知事等が出席し、以下の議題について意見交換・採択を行った。

(ア) 全米知事会とのオンラインミーティング

7月13日(水)に開催された全米知事会議に平井知事が出席したことにより、日米両知事会間における交流が再開したことを受け、全国知事会議の場において両知事会のオンラインミーティングを開催した。全米知事会のスペンサー・コックス会長(ユタ州知事)とジャレッド・ポリス副会長(コロラド州知事)がオンラインで参加し、コックス会長からは「エネルギー価格の上昇など世界中で共通する課題がある。アメリカにも強力なパートナーがいることを覚えてもらい、一緒に関係を強化しよう」との発言があった。

(イ) 「国際交流のあり方検討ワーキングチーム」の設置

(ア)のミーティング後に、伊原木岡山県知事をリーダーとする「国際交流のあり方検討ワーキングチーム」を設置し、全米知事会との継続的な交流について検討することとした。

(ウ) 各委員会等の提言

農林水産商工常任委員会、総合戦略特別委員会等の提言・宣言等を採択した。

(エ) 山梨宣言の採択等

令和6年7月の全国知事会議の開催地(福井県)の報告、「山梨宣言」の採択等を実施した。



松本総務大臣への提言等手交の様子



参加知事、松本総務大臣と記念撮影



大阪・関西万博推進本部会合の様子



日米知事オンラインミーティングの様子

2 その他の全国知事会関係

(1) 第1回農林水産物・食品輸出促進連携ネットワーク会合

・日 時 令和5年7月21日(金) 11:20~11:40

- ・出席者 農林水産省：野村哲郎 農林水産大臣、水野政義 輸出・国際局長（司会進行）  
全国知事会：古田PTリーダー（岐阜県知事）平井会長（鳥取県知事）
- ・内容 輸出促進における国と都道府県との協力関係を構築し、それぞれの取組がより高い効果を発揮することを目指し、全国知事会と農林水産省の間で「農林水産物・食品の輸出促進連携ネットワーク」を設立した。

#### （２）デジタル社会推進本部の要請活動

- ・日時 令和5年8月4日（金）（デジタル庁）9：40～10：00  
（総務省）15：45～16：00
- ・出席者 村岡本部長（山口県知事）平井知事（WEB出席）
- ・内容 「デジタル社会の実現に向けた提言」に基づき河野デジタル大臣及び柘植総務副大臣へ要請。

#### （３）新型コロナウイルス緊急対策本部の要請活動

- ・日時（内閣府）令和5年8月2日（水）11：30～11：45  
（厚生労働省）令和5年8月7日（月）15：15～15：30
- ・出席者 平井知事
- ・内容 「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の課題等に関する提言」に基づき後藤コロナ担当大臣及び加藤厚生労働大臣へ要請。

#### （４）子ども・子育て政策推進本部の要請活動

- ・日時 令和5年8月7日（月）13：45～14：00
- ・出席者 三日月本部長（滋賀県知事 WEB出席）平井知事
- ・内容 「子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言」に基づき自見内閣府政務官へ要請。

### 3 近隣自治体との連携

#### （１）岡山・鳥取両県知事会議

- ・日時 令和5年8月9日（水）13：45～14：45
- ・場所 湯郷グランドホテル（岡山県美作市）
- ・出席者 平井知事、伊原木知事（岡山県）
- ・内容 人口減少に直面する両県の連携、観光連携の推進、交通ネットワークの利用促進と維持・存続について意見交換を行い両県の課題の共有を図るとともに、合意事項を取りまとめた。

#### （２）山陰両県知事会議

- ・日時 令和5年8月17日（木）13：10～13：45
- ・場所 ホテル一畑（島根県松江市）
- ・出席者 平井知事、丸山知事（島根県）
- ・内容 中山間地域の生活環境確保、中海・宍道湖圏域を結ぶ「8の字ルート」の整備促進、大規模災害への対応について意見交換を行い両県の課題の共有を図るとともに、合意事項を取りまとめた。

## 第14回中海会議の開催結果について

令和5年8月21日  
総合統括課  
水環境保全課  
農地・水保全課  
水産振興課  
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海に関する諸問題を協議検討する第14回中海会議を以下のとおり開催しました。

(参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」を踏まえ、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置(平成22年4月22日)した会議。

個別課題の検討・調整を行うため、次の4つの部会等を設置している。

中海湖岸堤等整備に係る調整会議 中海の水質及び流動会議 中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ  
中海の利活用に関するワーキンググループ

1 日時 令和5年8月17日(木) 午後2時30分から3時45分まで

2 場所 ホテル白鳥 3階鳳凰の間

3 出席者

国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市長、松江市(副市長)、安来市長

<オブザーバー> 環境省中国四国地方環境事務所長、防衛省(美保基地第3輸送航空隊装備部長)

4 概要

### (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」から、中海湖岸堤整備の進捗状況等について報告が行われ、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行して時系列的に整備するという手順どおり、引き続き湖岸堤整備が進められることについて確認がなされた。

また、20年間で中海の最大水位は変化がみられないものの、近年平均水位が上昇傾向(2002~2006と2017~2021の5か年平均の対比では8cm程度)であり、治水計画の見直しの必要性について、国で継続して分析・検討予定との報告がなされた。

[主な意見]

- ・洪水防止のために、できるだけ下流側の堤防整備を急いでいただきたい。瀬町が令和5年度に完成ということとで、その他にもまだ整備箇所があるので、そちらの方をぜひ進めていただきたい。(平井知事)
- ・風向きや気圧など気象条件の変化について安全側に考えていただき、地元の意向を尊重して計画策定や事業実施をお願いする。(平井知事)

### (2) 中海の水質及び流動について

「中海の水質及び流動会議」から、令和4年度の水質状況、米子湾の汚濁負荷の原因解明に向けた研究結果の報告が行われた。

中海に流入する汚濁負荷量は、下水道整備などにより大幅に削減されたが、未だ環境基準の達成には至っていないため、第8期の湖沼水質保全計画の策定に向けて、引き続き水質モニタリングの実施、結果の分析や底質及び窪地での現地調査・研究を実施することが確認された。

[主な意見]

- ・米子湾における流入負荷対策は進んでいるが、窪地や米子湾の閉塞性という地形的に汚濁した水が溜まりやすい状況などの原因が考えられるので、さらなる研究、検討をお願いしたい。(米子市長)
- ・覆砂による水質改善、浅場造成等による藻場の再生を進めていただきたい。(境港市長)
- ・これまで、水質改善を目的にCOD、全窒素及び全りんを指標に掲げて浅場造成、覆砂事業を進めてきたが、今後は豊かな中海を目指して自然再生事業の中でさらに推進していきたい。(国交省)

### (3) 中海沿岸農地の排水不良について

「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」から、中海沿岸農地の排水不良改善の取組状況として、崎津モデル地区及び彦名地区への他工事流用土受入れ状況等について報告がなされた。

### (4) 中海の利活用について

「中海の利活用に関するワーキンググループ」から、中海の利活用に係る取組状況等として、中海周辺でのイベント開催や各種環境教育活動等について報告がなされた。

# 鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部の設置について

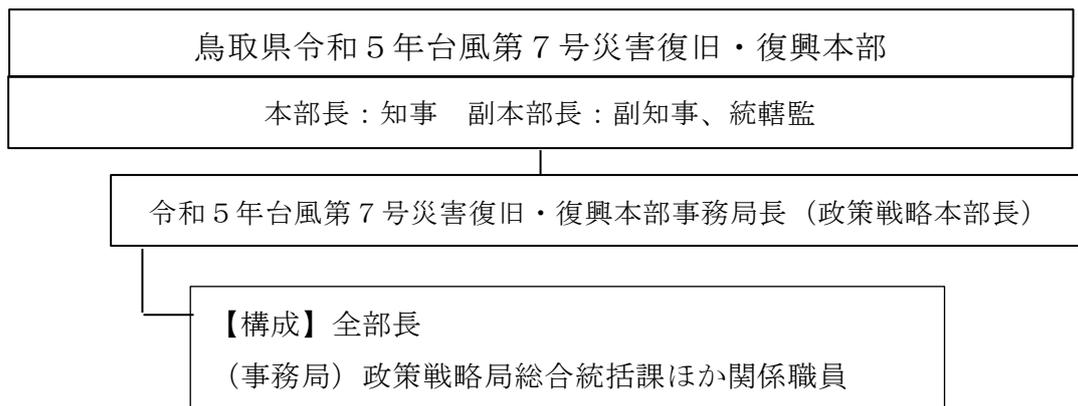
令和5年8月21日  
行政体制整備局人事企画課  
政策戦略局総合統括課

県内に甚大な被害をもたらした令和5年台風第7号の対応にあたっては、災害対策本部を設置して対応(8月15日～18日 全6回会議開催)していましたが、応急復旧の段階から本格復旧・復興に移行することから、迅速な復旧と農業維持、地域経済再生を含めた復興対策の実施や市町が実施する復旧・復興対策の支援等を行うため、8月18日付けで「鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部」を設置しました。

## 1 本部の役割

- (1) 迅速な復旧及び農業維持、地域経済再生を含めた復興対策の実施とそのための全庁的な調整や課題整理と共有
- (2) 市町が実施する復旧・復興対策の支援、その他復旧・復興

## 2 組織体制



## 首都圏アンテナショップの運営事業者について

令和5年8月21日  
東京本部  
販路拡大・輸出促進課

令和6年度以降の首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」に係る運営事業者(物販・飲食)を選定するため、7月31日(月)に企画提案審査会(委員8名)を実施しましたので、その内容を報告します。

### 1 公募した委託業務と最優秀提案者

- (1) 業務名：鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運営業務：(株)天満屋  
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務：(株)稲田屋本店
- (2) 委託期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

### 2 審査結果

#### (1) 物販店舗運営業務に係る企画提案

2者からの企画提案があり、審査の結果、以下の者を最優秀提案者とした。

事業者名	(株)天満屋
代表者	代表取締役社長 斎藤 和好
所在地	岡山市北区表町
資本金	1億円
従業員	1,857名
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和25年設立。岡山県、鳥取県、広島県に百貨店5店舗を展開</li><li>・グループ会社は32社(広告事業、ICT事業など)</li></ul>
提案要旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に根差したネットワークや豊富な商品知識を生かした懐かしさと新鮮さのある商品展開</li><li>・常に新鮮な両県の魅力を感じてもらうことで観光や移住・就職のきっかけをつくり、関係人口創出に貢献</li><li>・売上納付金率6%</li><li>※今回は初めての企画提案</li></ul>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・長年にわたる物販店舗の運営実績がある。</li><li>・両県に店舗を持つことから、両県の特産品に関する豊富な知識や各事業者とのネットワークがある。</li><li>・季節にあわせた店内レイアウトや商品展開等、常に新しい提案による店舗運営が期待できる。</li><li>・地元企業であり、アンテナショップの運営を通じ、両県の魅力を発信し、地元産業の振興に貢献したいという意欲が感じられる。</li><li>・安定的な財務基盤を有している。</li></ul>

#### (2) 飲食店舗運営業務

4者からの企画提案があり、審査した結果、以下の者を最優秀提案者とした。

事業者名	(株)稲田屋本店
代表者	代表取締役社長 梅原 正樹
所在地	東京都新宿区高田馬場
資本金	30,000千円
従業員	224名
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成9年設立。東京都内に和食を中心とした飲食店10店舗を展開</li><li>・平成26年9月に「とっとり・おかやま新橋館」2階に「ももてなし家」を開設。以来、飲食店舗運営業務を受託</li></ul>

提案要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行店舗の「一人でも気軽に立ち寄れる、ゆったりと落ち着いた雰囲気」というイメージを維持</li> <li>・女性客に好まれる、果物や野菜等の生鮮品の提供を強化</li> <li>・県人会等両県にゆかりのある団体の積極的な受入れや、共同アンテナショップであることを生かしたユニークなフェア等の開催</li> <li>・売上納付金率5%</li> </ul>
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内で複数店舗を長年運営し、首都圏マーケットに精通している。</li> <li>・これまでの受託業務で培ったノウハウや、地元食材・地酒に関する知識が豊富であるとともに、仕入先との関係も構築されている。</li> <li>・若い世代を顧客として取り込むため、SNSによる情報発信やフェアの開催に前向きである。</li> <li>・当該アンテナショップから常に新鮮な情報提供ができるよう、両県の地元事業者訪問などによる従業員研修の実施や、地元事業者との商談・フェア等を積極的に実施することが期待できる。</li> </ul>

### 3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年10月 最優秀提案者を次期運営事業者(物販店舗・飲食店舗)とする委託契約締結
- 令和6年2月 2月定例会へ通常の運営経費に加え、修繕工事などリニューアルに必要な経費について当初予算案を提出
- 4月末 リニューアルオープン

## 令和5年度普通交付税（県分）の交付額の決定について

令和5年8月21日  
財 政 課

令和5年7月28日に閣議報告の上、令和5年度普通交付税が決定されました。  
本県における県分の配分額等の概要は以下のとおりです。

### ＜交付決定額の概要＞

- 臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は1,442億円となり、前年度に対して▲6億円となった（前年度との比較においては全国値▲3.2%に対して、本県は▲0.4%となった）。
- なお、真水の普通交付税は1,431億円となり、前年度を上回る算定となった結果、臨時財政対策債発行可能額が11億円となり、制度創設（H13）以降、最少額となった。

（単位：億円）

	R5 交付決定	R4 交付決定	増減額 (R5-R4)	伸率
普通交付税額	1,431	1,418	+14	+1.0%
臨時財政対策債発行可能額	11	31	▲20	▲64.1%
合 計	1,442	1,449	▲6	▲0.4%

※端数処理の関係で交付決定額と増減額が一致しない。また、伸率は千円単位の金額により算出。（以下同様）

※令和4年度の数値は当初算定分であり、再算定分は含まない。

### 【主な増減理由】

（全国）

◆**基準財政需要額（臨時財政対策債振替前） 2,016億円（+3億円）（+0.1%） +0.8%**

高齢化に伴う社会保障関係費の増や、この度新たに措置された自治体施設の光熱費高騰対策分等により、基準財政需要額は+3億円（+0.1%）となった。

＜主要要因＞	(R4)	(R5)	(増減)	(全国)
個別算定経費の増	1,409億円→	1,418億円	(+10億円、+0.7%)	+1.1%
包括算定経費の増	176億円→	181億円	(+5億円、+2.7%)	+2.3%
公債費の減	315億円→	303億円	(▲12億円、▲3.9%)	▲1.4%

（全国）

◆**基準財政収入額 573億円（+10億円）（+1.7%） +4.5%**

物価高騰に伴う輸入額の増やコロナ禍からの景気回復が見込まれるため、地方消費税が増となり、基準財政収入額は+10億円となった。

＜主要要因＞	(R4)	(R5)	(増減)	(全国)
地方消費税の増	115億円→	128億円	(+13億円、+11.9%)	+11.9%
法人事業税の減	96億円→	92億円	(▲4億円、▲4.3%)	+6.5%

※基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、一定の方法により算定した額であり、実際の税収入とは異なる。

### 【参考】R5年度当初予算対比

（単位：億円）

	R5 交付決定	R5 当初予算額	増減額 (決定-予算)	伸率
普通交付税額	1,431	1,416	+16	+1.1%
臨時財政対策債発行可能額	11	16	▲5	▲30.8%
合 計	1,442	1,432	+11	+0.8%

# 令和4年度 一般会計決算について

令和5年8月21日  
財 政 課

令和4年度一般会計決算について、以下のとおり報告します。

令和4年度一般会計は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を非常に大きく受けた決算となりました。

歳入では、新型コロナ対策に係る国庫支出金が大きく増加したことに加え、地方消費税清算金及び地方譲与税も増加するなど、前年度を15億円上回りました。

また、歳出では、引き続き医療・検査体制整備に万全を期すとともに、県内経済回復に向けた事業者支援や旅行支援などを積極的に行った一方、令和3年度に臨時的に措置された国の経済対策に伴う基金積立金の減等により、前年度を76億円下回る歳出決算となりました。

これらの結果、純剰余金である実質収支は141億円となりました。

財政調整型基金の残高は、前年度と同水準の274億円を確保しましたが、一方、防災関連等の起債が増加しているため、地方債残高は6,154億円と依然として高い水準にあるなど、本県の財政運営は予断を許さない状況が続いています。

## 1 総括

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	比較 (A)-(B)
歳入総額 (ア)	414,389	412,881	1,508
歳出総額 (イ)	393,528	401,120	▲ 7,592
歳入歳出差引額 (ア)-(イ)=(ウ)	20,861	11,761	9,100
翌年度へ繰越すべき財源 (エ)	6,725	3,603	3,122
実質収支 (純剰余金) (ウ)-(エ)	14,136	8,158	5,978

## 2 その他

(単位：百万円)

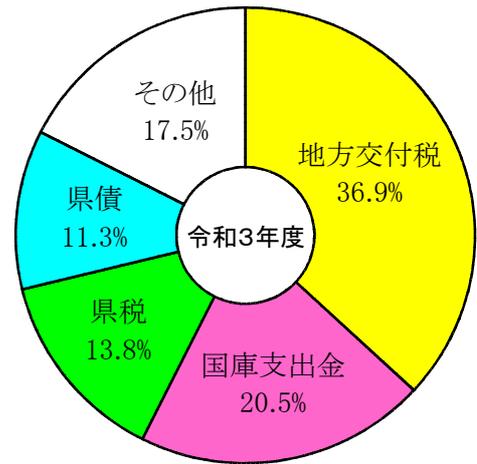
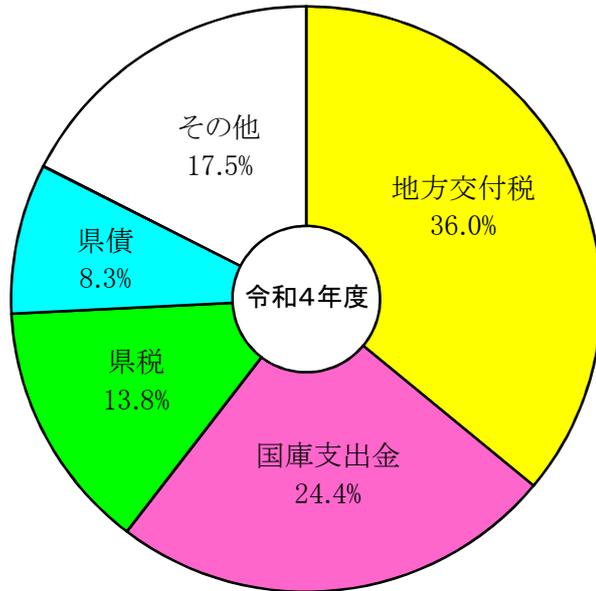
区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	比較 (A)-(B)
財政調整型基金残高	27,352	27,251	101
地方債残高 (一般会計ベース)	615,351	628,007	▲ 12,656
(臨時財政対策債)	248,078	267,032	▲ 18,954
(臨時財政対策債除き)	367,273	360,975	6,298

(注) 財政調整型基金とは、財政調整基金、県立公共施設等建設基金、減債基金、大規模事業基金及び長寿社会対策推進基金をいう。

# 歳入

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
県 税	57,036	13.8	57,043	13.8	▲ 7	▲ 0.0
地方消費税清算金	27,304	6.6	26,444	6.4	860	3.3
地方譲与税	12,118	2.9	10,810	2.6	1,308	12.1
地方特例交付金	327	0.1	324	0.1	3	0.9
地方交付税	149,288	36.0	152,343	36.9	▲ 3,055	▲ 2.0
交通安全対策特別交付金	115	0.0	129	0.0	▲ 14	▲ 10.9
分担金及び負担金	828	0.2	816	0.2	12	1.5
使用料及び手数料	3,829	0.9	3,973	1.0	▲ 144	▲ 3.6
国庫支出金	100,926	24.4	84,632	20.5	16,294	19.3
財産収入	1,149	0.3	957	0.2	192	20.1
寄附金	449	0.1	482	0.1	▲ 33	▲ 6.8
繰入金	5,719	1.4	5,432	1.3	287	5.3
繰越金	11,761	2.8	13,107	3.2	▲ 1,346	▲ 10.3
諸収入	9,053	2.2	9,667	2.4	▲ 614	▲ 6.4
県 債	34,487	8.3	46,722	11.3	▲ 12,235	▲ 26.2
(うち臨時財政対策債)	3,086	0.7	16,923	4.1	▲ 13,837	▲ 81.8
<b>合 計</b>	<b>414,389</b>	<b>100.0</b>	<b>412,881</b>	<b>100.0</b>	<b>1,508</b>	<b>0.4</b>



## 《増減の主なもの》

(県税)

法人二税	14,815	→	14,870	( + )	55
県民税配当割	641	→	523	( ▲ )	118
地方消費税	10,965	→	10,769	( ▲ )	196

(地方消費税清算金)

地方消費税清算金	26,444	→	27,304	( + )	860
----------	--------	---	--------	-------	-----

(地方譲与税)

特別法人事業譲与税	9,028	→	10,395	( + )	1,367
地方揮発油譲与税	1,595	→	1,509	( ▲ )	86

(地方交付税)

特別交付税	3,398	→	3,511	( + )	113
普通交付税	148,945	→	145,777	( ▲ )	3,168

(国庫支出金)

新型コロナ対応地方創生臨時交付金	10,762	→	15,333	( + )	4,571
新型コロナから立ち上がる観光支援事業	989	→	4,795	( + )	3,806
地域高規格道路整備事業	2,974	→	5,524	( + )	2,550
新型コロナ緊急包括支援交付金	13,691	→	16,205	( + )	2,514

(単位:百万円)

(財産収入)

県有財産売却収入	755	→	863	( + )	108
----------	-----	---	-----	-------	-----

(繰入金)

新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金	1,826	→	2,400	( + )	574
安心子ども基金	177	→	66	( ▲ )	111

(繰越金)

繰越金	10,075	→	8,158	( ▲ )	1,917
-----	--------	---	-------	-------	-------

(諸収入)

鳥取県ねんりんピック基金造成事業	20	→	700	( + )	680
畜産クラスター施設整備事業	0	→	290	( + )	290
地域総合整備資金償還金	2,100	→	0	( ▲ )	2,100

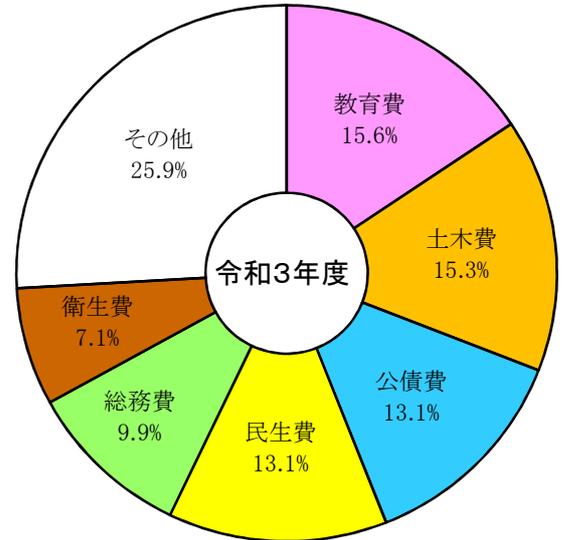
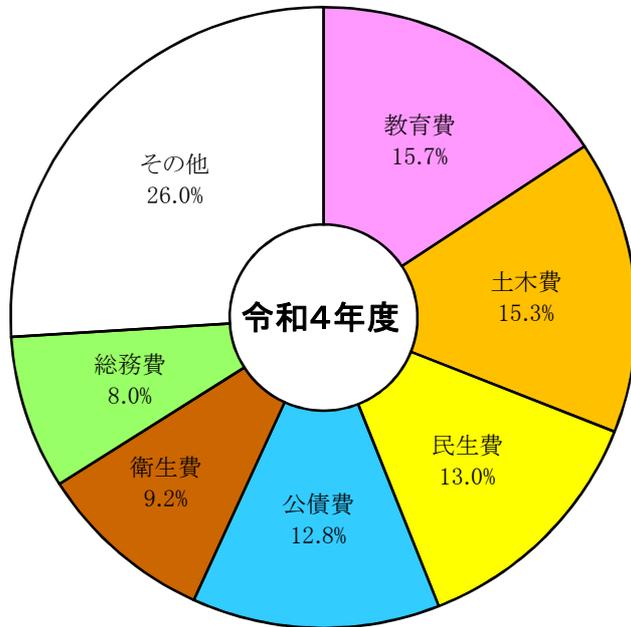
(県債)

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	2,426	→	5,801	( + )	3,375
一般補助施設整備等事業債	459	→	590	( + )	131
学校教育施設等整備事業債	256	→	122	( ▲ )	134
公共事業等債	17,601	→	15,908	( ▲ )	1,693
臨時財政対策債	16,923	→	3,086	( ▲ )	13,837

歳出(目的別)

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
議 会 費	840	0.2	873	0.2	▲ 33	▲ 3.8
総 務 費	31,480	8.0	39,716	9.9	▲ 8,236	▲ 20.7
民 生 費	51,289	13.0	52,386	13.1	▲ 1,097	▲ 2.1
衛 生 費	36,245	9.2	28,463	7.1	7,782	27.3
労 働 費	1,782	0.5	1,707	0.4	75	4.4
農 林 水 産 業 費	28,017	7.1	27,419	6.8	598	2.2
商 工 費	23,116	5.9	27,753	6.9	▲ 4,637	▲ 16.7
土 木 費	60,144	15.3	61,515	15.3	▲ 1,371	▲ 2.2
警 察 費	16,275	4.1	16,254	4.1	21	0.1
教 育 費	62,039	15.7	62,344	15.6	▲ 305	▲ 0.5
災 害 復 旧 費	4,940	1.3	2,771	0.7	2,169	78.3
公 債 費	50,252	12.8	52,711	13.1	▲ 2,459	▲ 4.7
諸 支 出 金	27,109	6.9	27,208	6.8	▲ 99	▲ 0.4
合 計	393,528	100.0	401,120	100.0	▲ 7,592	▲ 1.9



《増減の主なもの》

(単位:百万円)

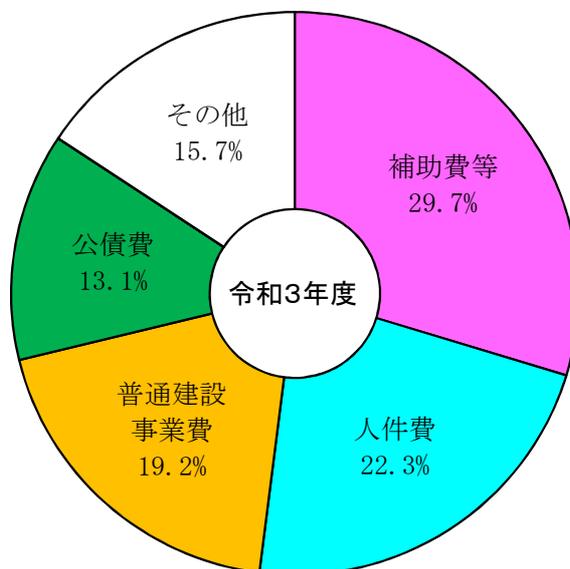
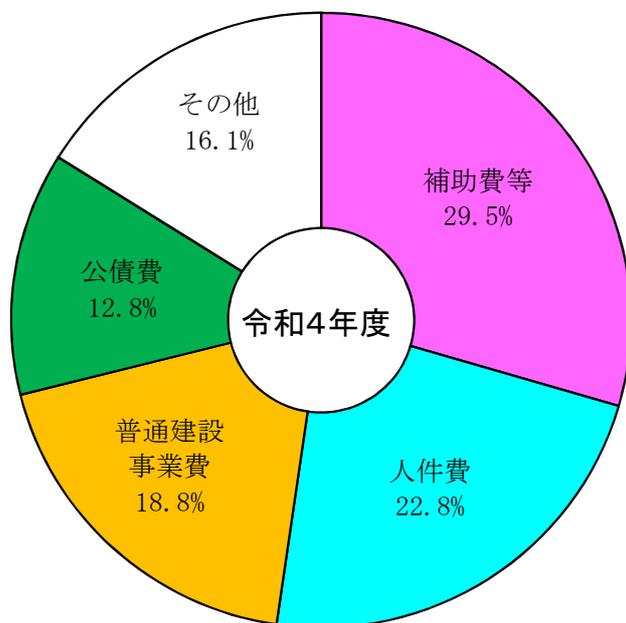
(総務費)		
鳥取県ねりんビッグ基金造成事業	20	700 (+ 680)
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	641	1,144 (+ 503)
税務システム運用事業	164	516 (+ 352)
福祉保健部国庫返還金調整事業	3,250	113 (▲ 3,137)
臨時財政対策債償還基金費	5,000	1 (▲ 4,999)
(民生費)		
高齢者施設の新型コロナ対策支援事業	202	1,871 (+ 1,669)
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	740	46 (▲ 694)
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(介護分野)	1,424	272 (▲ 1,152)
(衛生費)		
新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業	663	2,852 (+ 2,189)
新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業	797	2,631 (+ 1,834)
新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)	1,342	2,482 (+ 1,140)
新型コロナワクチン接種促進支援事業	707	172 (▲ 535)
(労働費)		
職業訓練事業費	260	371 (+ 111)
(農林水産業費)		
畜産経営緊急救済事業	0	823 (+ 823)
新型コロナ安心対策認証店特別応援事業	145	748 (+ 603)
産地生産基盤パワーアップ事業	135	540 (+ 405)
鳥取県和牛振興戦略基金	363	265 (▲ 98)
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業	627	0 (▲ 627)

(商工費)		
新型コロナから立ち上がる観光支援事業	2,451	5,928 (+ 3,477)
オミクロン株影響対策緊急応援金	0	1,288 (+ 1,288)
コロナ禍打破特別応援金	1,000	0 (▲ 1,000)
新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金事業	9,800	2,000 (▲ 7,800)
(土木費)		
単県公共事業	5,468	6,372 (+ 904)
直轄事業負担金	3,272	3,597 (+ 325)
補助公共事業	40,982	38,754 (▲ 2,228)
(教育費)		
教育施設営繕費	462	878 (+ 416)
I C T 環境整備事業	1,357	939 (▲ 418)
職員人件費	52,998	52,560 (▲ 438)
(災害復旧費)		
建設災害復旧費	889	2,421 (+ 1,532)
耕地災害復旧事業費	275	1,357 (+ 1,082)
単独災害復旧事業費	694	75 (▲ 619)
(公債費)		
利子	3,436	3,057 (▲ 379)
元金	49,216	47,143 (▲ 2,073)
(諸支出金)		
地方消費税交付金	13,246	13,675 (+ 429)
株式等譲渡所得割交付金	398	247 (▲ 151)
地方消費税清算金	10,865	10,708 (▲ 157)

歳出(性質別)

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
人件費	89,645	22.8	89,645	22.3	0	0.0
扶助費	6,293	1.6	5,677	1.4	616	10.9
補助費等	116,123	29.5	119,094	29.7	▲ 2,971	▲ 2.5
普通建設事業費	73,920	18.8	76,824	19.2	▲ 2,904	▲ 3.8
補助事業(直轄含む)	57,459	14.6	60,862	15.2	▲ 3,403	▲ 5.6
単独事業	16,330	4.2	15,771	4.0	559	3.5
受託事業	131	0.0	191	0.0	▲ 60	▲ 31.4
災害復旧事業費	4,812	1.2	2,585	0.6	2,227	86.2
公債費	50,200	12.8	52,653	13.1	▲ 2,453	▲ 4.7
積立金	4,784	1.2	18,274	4.6	▲ 13,490	▲ 73.8
貸付金	1,491	0.4	1,539	0.4	▲ 48	▲ 3.1
その他の経費	46,260	11.7	34,829	8.7	11,431	32.8
合 計	393,528	100.0	401,120	100.0	▲ 7,592	▲ 1.9



《増減の主なもの》

(単位:百万円)

(人件費)	
職員人件費(退職手当除く)	74,676 → 75,263 (+ 587)
退職手当	9,069 → 8,204 (▲ 865)
(補助費等)	
感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業	612 → 2,612 (+ 2,000)
高齢者施設の新型コロナ対策支援事業	202 → 1,963 (+ 1,761)
オミクロン株影響対策緊急応援金	522 → 1,587 (+ 1,065)
新型コロナワクチン接種促進支援事業	707 → 172 (▲ 535)
コロナ禍事業継続緊急応援事業	872 → 0 (▲ 872)
コロナ禍打破特別応援金	1,823 → 0 (▲ 1,823)
福祉保健部国庫返還金調整事業	3,250 → 466 (▲ 2,784)
(普通建設事業費)	
単県公共事業	5,663 → 6,541 (+ 878)
鳥取県産業成長応援補助金	986 → 1,673 (+ 687)
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	641 → 1,144 (+ 503)
直轄事業負担金	3,306 → 3,618 (+ 312)
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業	627 → 0 (▲ 627)
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	740 → 46 (▲ 694)
倉吉未来中心舞台照明・舞台機構設備等改修事業	1,237 → 0 (▲ 1,237)
補助公共事業	51,438 → 48,885 (▲ 2,553)

(災害復旧事業費)	
建設災害復旧費	889 → 2,421 (+ 1,532)
耕地災害復旧事業費	275 → 1,357 (+ 1,082)
単独災害復旧事業費	694 → 75 (▲ 619)
(公債費)	
利子	3,436 → 3,057 (▲ 379)
元金	49,216 → 47,143 (▲ 2,073)
(積立金)	
減債基金	33 → 101 (+ 68)
臨時財政対策債償還基金	5,000 → 1 (▲ 4,999)
新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金事業	9,800 → 2,000 (▲ 7,800)
(貸付金)	
とっとり林業金融事業	130 → 88 (▲ 42)
(その他の経費)	
新型コロナから立ち上がる観光支援事業	1,474 → 5,873 (+ 4,399)
新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業	537 → 2,258 (+ 1,721)
新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊業運営等事業)	1,342 → 2,482 (+ 1,140)

## 主な財政指標

### 1 公債費負担比率(普通会計)

区 分	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
本 県	22.7	23.3	23.2	24.2	23.7	24.3	24.5	24.2	23.0	20.0	18.0	<b>18.3</b>
全国都道府県	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6	18.2	17.7	16.6	18.5	-

注) 公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。

### 2 経常収支比率(普通会計)

区 分	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
本 県	88.8	89.4	88.6	89.3	90.2	92.4	92.7	90.9	92.2	89.2	82.8	<b>87.4</b>
全国都道府県	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0	93.2	94.4	88.0	-

注) 経常収支比率とは、歳出総額の内、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合をいう。

### 3 財政力指数

区 分	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
本 県	0.26	0.24	0.24	0.24	0.25	0.27	0.27	0.28	0.28	0.29	0.27	<b>0.27</b>
全国都道府県	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51	0.51	0.52	0.52	0.52	0.50	-

注) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を表す指標であり、基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3カ年の平均値をいう。

# 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

令和5年8月21日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（暫定値）を算定しました。今後、手続を経て確定値を県議会に報告します。

## 1 健全化判断比率等（暫定値）の算定状況

### < 健全化判断比率：一般会計等に係る基準 >

区 分	本県の状況		早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	内 容
	R3 決算	R4 決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率（対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率（対標準財政規模）
実質公債費比率	9.4%	8.9%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	125.1%	129.4%	400%		一般会計等が将来負担する実質的負債の比率（対標準財政規模）

### < 資金不足比率：公営企業に係る基準 >

区 分	本県の状況		経営健全化 基 準	内 容
	R3 決算	R4 決算		
資金不足比率	資金不足の 公営企業なし	資金不足の 公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模：営業収益）

## 2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

9月7日（木） 監査委員による健全化判断比率等に係る本監査

9月下旬 監査委員が知事に対し意見書提出

9月末 全国暫定値公表（総務省）

10月中旬 決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告

11月末 全国確定値公表（総務省）

## (参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位: %)

### 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

### 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

### 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金等に充てられた特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} \text{の3ヵ年平均} = \boxed{8.9}$$

### 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} = \boxed{129.4}$$

### 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (各会計の営業収益の額)}} = \boxed{-}$$

### 用語解説

項目	説明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する

# マイナンバー情報総点検に係る本県の対応について

令和5年8月21日  
デジタル基盤整備課

マイナンバーと障害者手帳番号などの各種制度の固有番号との誤紐付けが全国で多発していることを受け、国は「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、各紐付け団体に対して総点検の実施を求めているところです。

このたび、国が総点検の中間報告等を公表し、個別データの点検が必要な業務や再発防止策などを示したことを受けて、本県では鳥取県マイナンバー総点検調整本部会議を設置しました。

本県は、関係省庁、県内市町村と連携しながら一丸となって円滑な総点検を実施するなど、マイナンバー制度の信頼回復に取り組んでいきます。

## 1 マイナンバー情報総点検の概要（国の動き等）

- 6月21日 岸田総理をトップとする「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナポータルで確認可能な情報に関する各種制度について、総点検を2段階に分けて実施することを表明。

※マイナポータルとは マイナンバーカードを利用し、各種行政手続きを行うための国が運営するオンラインサービスで、マイナンバーカード保有者が、自身の「健康・医療」「子ども・子育て」「福祉・介護」等の情報を確認することができる。

### <総点検の概要>

1段階目 「紐付け方法の確認」 (期限：7月中)	・マイナンバーと各種制度の固有番号について現状の紐付け方法を調査 (各種制度の手続きの際、マイナンバーの届出を求めているか など) ⇒確認結果を踏まえ、マイナンバーとの紐付け方法が不適当な手続きについては、個別データ点検の対象として整理
2段階目 「個別データ点検」 (期限：秋まで)	・総点検の対象として整理された手続きについて、全データの点検及び誤紐付けの修正等を実施

- 8月8日 第2回本部会議を開催し、個別データ点検の対象を公表。総点検の完了期限については11月末までとした。併せて、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」を発表。

### <本県の状況>

県は障害者手帳関係の3事務、県内市町村は13団体17事務が個別データ点検の対象に該当  
(8月8日時点)

※障害者手帳関係事務については、本県の紐付け方法は不適切なものではないという調査結果だったが、全国的に誤り事例が多いことから、調査結果に関わらず全ての自治体が点検の対象とされた。

参考：国の政策パッケージの概要（総点検に係るものを抜粋）

#### 1. 総点検に関する中間報告

- ①調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関の公表
- ②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果の公表
- ③個別データ総点検の実施方法等の提示
- ④総点検実施機関への支援内容
- ⑤マイナポータルを活用した確認の推進

#### 2. 再発防止対策

- ①マイナンバー登録事務に関する横断的なルール策定
  - ・各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
  - ・マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ②マイナンバーの照会方法の改善
  - ・マイナンバーをJ-LIS照会する場合には、原則4情報(氏名・生年月日・性別・住所)で照会
- ③マイナンバー登録事務のデジタル化
  - ・マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

## 2 本県の対応

### (1) 知事をトップとした「鳥取県マイナンバー総点検調整本部」の設置

国の総点検の中間報告(8月8日)を受け、8月9日に鳥取県マイナンバー総点検調整本部を設置し、同日会議を開催。次の3点を本県の重点項目として位置づけ。

#### ①漏れのない確実な点検

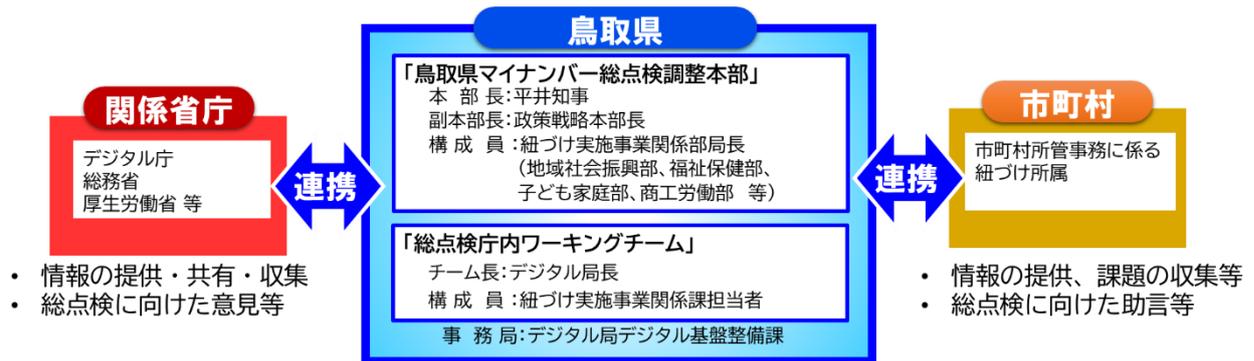
- ・総点検期限(11月末)までの完了を目指しつつも、見逃しや漏れのない確実な点検を実施

#### ②誠実な説明と確実な修正

- ・万一、誤りが判明した場合の該当者への誠実な説明、及び速やかかつ確実な修正と再発防止

#### ③誤りが起きない仕組み

- ・各業務における一連の紐づけ作業を分析し、誤りが発生しそうなリスク(可能性)をあぶりだす
- ・分析結果を基に、リスク(可能性)を排除するための必要な方策(情報の定期点検含む)を実施



### (2) 県庁内関係課の実務者で構成する「総点検庁内ワーキングチーム」の設置

8月9日に総点検庁内ワーキングチームを設置し、8月10日に会議を開催。

県の方針を共有するほか、個別データ点検に向けた今後の対応や庁内の情報連携体制について確認するとともに、市町村支援について協議。

### (3) 県及び市町村マイナンバー担当で構成する「県・市町村担当者連絡会議」の設置

8月10日に県・市町村担当者連絡会議を設置し、同日会議を開催。

県の方針を情報提供するとともに、個別データ点検のポイントについて説明。市町村が抱えている課題の収集や助言の方法等について協議。

## 3 今後のスケジュール

8月下旬～ 個別データ点検対象確定後、各自治体において点検に着手  
⇒点検の進捗状況等についてフォローアップ

9月中～ 国がマイナンバー登録ガイドラインを策定

10月 第2回鳥取県マイナンバー総点検調整本部会議において県内の点検状況を共有・総括  
⇒必要に応じ今後の再発防止対策を協議

11月末 国が示す総点検の完了期限

### <参考>マイナンバーの紐付けに関する主なトラブル (報道情報)

紐づけ誤りのあった項目	原因	影響範囲
予防接種履歴	マイナポータルとの自動連携機能を停止状態にしていた。	宮城県富谷市で2万2500件 宮城県石巻市16万2380件 (2023年8月1日時点)
精神障害者手帳	交付業務を鳥取県から鳥取市へ引き継いだが、以前に県が交付した手帳番号と引継ぎ後に市が交付した手帳番号に同じ番号の重複があった。	鳥取市で485人 (2023年7月29日時点)
身体障害者手帳	市町の職員が書類に誤って別人のマイナンバーを記載していた。	香川県で2件 秋田県湯沢市で3件 (2023年7月26日時点)
療育手帳	担当職員が表計算ソフトを使って情報の紐づけ作業をした際、1人分行ズレした状態でシステムに登録した。	宮崎県で2,336件 (2023年7月13日時点)

## 国「中間報告」の概要

### 個別データの総点検を行うべき業務及び対象期間

【国中間報告資料より】

#### ○ 国の判定基準

地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため紐付け方法の実態を確認。

- ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、  
 ② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、  
 ③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているかを確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。

#### ○ 個別データの点検の対象

上記、紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検対象となった機関数(全国)

(※網掛け部分は県内自治体の点検対象となった事務)

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※1
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数	
労災補償	労働基準監督署(325)	※2	
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4	
	福祉事務所設置市町村(862)	80	
介護保険(介護保険資格・給付情報など)	市町村・広域連合(1,735)	90	
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ
児童手当(児童手当支給情報など)	都道府県(47)	0	
	市町村(1,741)	60	
世帯情報	市町村(1,741)	0	
年金	日本年金機構(1)	0	
雇用保険	ハローワーク(544)	0	
その他	都道府県・市町村	—	

※1 7月末までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象に J-LIS 照会を行う予定

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件 J-LIS 照会を実施

#### ○ 点検対象となった主な原因(国の分析)

個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS 照会を、住所を含まない 3 情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。

## 本県の個別データ点検の対象事務一覧

8月8日に公表された国の中間報告において、県は障害者手帳関係の3事務、県内市町村は児童手当支給など13団体17事務が点検対象に該当。

凡例

A:紐付け方法の調査結果により紐付け誤りが生じている可能性が高いと判定された事務

B:紐付け方法の調査結果は不適切ではないが、全国で誤りが多発していることから全自治体が点検対象とされた事務

事務名	鳥取県	県内市町村
児童手当支給情報		A(1団体)
障害児通所支援給付情報		A(3団体)
養育医療費の給付情報		
児童扶養手当の支給情報		A(1団体)
ひとり親家庭への自立支援金給付情報		
母子生活支援保護情報		A(1団体)
ひとり親家庭への資金貸付情報		
小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報-1		
小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報-2		
障害児入所支援・措置情報-1		
障害児入所支援・措置情報-2		
障害児入所支援・措置、生活援助情報-1		
障害児入所支援・措置、生活援助情報-2		
障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報-1		
障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報-2		
妊娠届出情報		
妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報		
世帯情報		
所得・個人住民税情報		A(1団体)
特別支援学校への就学に必要な経費情報		
学校病治療に係る医療費援助情報		
介護保険		A(1団体)
生活保護		A(6団体)
中国残留邦人支援		A(1団体)
身体障害者手帳	B	B(1団体)
療育手帳	B	B(1団体)
精神障害者保健福祉手帳	B	B(1団体)
特別児童扶養手当		
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当		A(5団体)
自立支援医療(更生医療)支給情報		A(7団体)
自立支援医療(育成医療)支給情報		A(7団体)
自立支援医療(精神通院医療)支給情報		
障害支援区分認定情報		A(6団体)
障害福祉サービス受給者証情報(療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。)		A(4団体)
補装具費支給情報		A(3団体)
難病医療費助成の支給状況		
小慢医療費助成の支給状況		
予防接種		
肺がん検診		
乳がん検診		
胃がん検診		
子宮頸がん検診		
大腸がん検診		
肝炎ウイルス検診		
骨粗鬆検診		
歯周疾患検診		
職業転換給付金の支給に係る情報		
計	3	17